番号	事件番号 判決日	本件商標	引用商標	特許庁審決	知財高裁判決	まとめ
1	平成27年(行ケ)10058号 平成28年1月28日	Enoteca Italiana 指定役務： 第３５類「飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」など	引用商標１ ENOTECA 指定役務： 第３５類「飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」など 引用商標２ ENOTECA 指定商品： 第２４類「布製身の回り品など」 第２５類「被服」 引用商標３ Enoteca 指定商品： 第３２類「ビール」 第３３類「日本酒，洋酒，果実酒，中国酒，薬味酒」	商標法４条１項１１号（先願先登録商標） 及び１５号（出所混同） のいずれにも該当しないとして不成立審決 本件商標の商標法４条１項１１号該当性について 「エノテカイタリアーナ」（被告会社）は，イタリアで有名な個人経営ワインショップであること等に鑑みれば，本件商標は全体で一連一体の店舗名を表すものとして把握されるべきであり，「エノテカイタリアーナ」の一連の称呼のみを生ずる。 本件商標の「エノテカイタリアーナ」なる称呼と引用商標１３が生ずる「エノテカ」の称呼とは構成音数が異なるうえ外観も異なる。 引用商標はいずれも「エノテカ」の称呼を生じ，「ワインを販売する店」等を観念させるに過ぎないが，本件商標はエノテカという形態をとる飲食店の一つである「Ｅｎｏｔｅｃａ Ｉｔａｌｉａｎａ」という店舗名を表すものとして把握されるから，両者の観念は異なる。 したがって，本件商標と引用商標とは称呼・外観・観念のいずれも異なるから商標法４条１項１１号には該当しない。	要旨　　本件商標は商標法４条１項１１号に該当する (1) ①外観上，「Ｅｎｏｔｅｃａ」と「Ｉｔａｌｉａｎａ」とを明瞭に区別認識できる ②「Ｅｎｏｔｅｃａ」からは，原告の周知営業表示としての「ＥＮＯＴＥＣＡ」又は「エノテカ」の観念や，「試飲のできるワインの販売所」などの観念が生じ， 「Ｉｔａｌｉａｎａ」からは，「イタリアの」という観念が生じるから，本件商標の「Ｅｎｏｔｅｃａ」と「Ｉｔａｌｉａｎａ」は不可分のに結合しているものではない。 (2) 本件商標の登録査定当時には，「ＥＮＯＴＥＣＡ」又は「エノテカ」は，原告が行うワインの輸入販売等の表示として周知であり，本件商標の「Ｅｎｏｔｅｃａ」からは原告の「ＥＮＯＴＥＣＡ」又は「エノテカ」の観念が生じる。 本件商標の「Ｉｔａｌｉａｎａ」からは「イタリアの」という観念を生じるが，指定役務との関係では，役務提供の場所等がイタリアに関連すると認識されるにとどまる。 本件商標がワインに関連する役務等に使用された場合，「Ｅｎｏｔｅｃａ」は独立して役務の出所識別標識として機能し得るから，「Ｅｎｏｔｅｃａ」を要部として引用商標と比較することは許される。 (3)①　引用商標１は，黒色ゴシック調の欧文字の大文字であるのに対し，本件商標の「Ｅｎｏｔｅｃａ」は，冒頭の「Ｅ」が大文字の欧文字で各文字が緑取り図案されたワインレッド色であり，外観は同一ではないが紛らわしいから類似する。 本件商標の「Ｅｎｏｔｅｃａ」と引用商標１は「エノテカ」の称呼が同一であり，引用商標１から原告の周知の営業表示である「ＥＮＯＴＥＣＡ」等の観念が生じるから観念同一である。 よって本件商標の「Ｅｎｏｔｅｃａ」と引用商標１は，外観は同一ではないが類似で称呼・観念が同一ゆえ両商標は類似する。 ② 本件商標の「Ｅｎｏｔｅｃａ」と引用商標２は，引用商標２が引用商標１と同一であるから，外観は同一ではないが類似で称呼・観念が同一ゆえ両商標は類似する。 ③ 引用商標３は，黒色ゴシック調の欧文字で冒頭の「Ｅ」が大文字であり引用商標１とは異なるが，本件商標の「Ｅｎｏｔｅｃａ」とは殆ど同一ゆえ，本件商標の「Ｅｎｏｔｅｃａ」と引用商標３は，称呼・観念が同一で，外観は同一ではないが類似性が高い。 ④ 本件商標の指定役務は，引用商標１の指定役務，引用商標２及び３の指定商品と同一又は類似する。 ⑤ よって，本件商標の「Ｅｎｏｔｅｃａ」と引用商標１ないし３は，外観が類似し，称呼・観念が同一ゆえ，同に指定	特許庁は，「Ｅｎｏｔｅｃａ Ｉｔａｌｉａｎａ」を一連のものとして把握されるべきと判断したのに対して， 知財高裁は，「Ｅｎｏｔｅｃａ」と「Ｉｔａｌｉａｎａ」とを区別して判断すべきとした。
2	平成27年(行ケ)10134号 平成28年2月17日	デュアルスキャン Ｄｕａｌ Ｓｃａｎ （二段書き） 指定商品： 第９類「脂肪計付き体重計，体組成計付き体重計，体重計」	引用商標1 Ｄｕａｌｓｃａｎ （標準文字） 指定商品： 第１０類「体脂肪測定器，体組成計」	本件商標の指定商品と引用商標の指定商品とは，体内に蓄積した脂肪分等を計測する機能で共通するが，互いの品質や用途を異にし，その生産部門，販売部門及び需要者の範囲を異にする。 よって，本件商標と引用商標とは類似するが，指定商品が非類似であるから，商標法４条１項１１号（先願先登録商標）に該当しない。 （争点：指定商品の類似性，つまり，第９類と第１０類の択一性，取引実情をふまえた誤認混同のおそれの有無）	者令別表は，特定商品が多数の類型に同時に属することを，本来予定していない。 「医療用機械器具」に属する商品の中には，今後，高性能の低価格帯の製品が普及し，一般消費者も医療用機械器具を購入するようになれば出所の誤認混同が生じ得るから，同一類冊に含まれていない指定商品は常に類似しないとはいえない。 家庭用体重計の需要者は，医療用の体組成計等を入手可能であり，医療用の体組成計は学校等でも利用されるから，需要者は医療関係者に限定されない。 一般消費者の一部である医療従事者は，高い注意力をもって商品を観察するが，医療用と家庭用の両方の製品を製造し，家庭用のシェアの大半を占める原告と被告の製品に日常的に接することになるから，医療用と家庭用との出所を区別することが困難な状況にある。 その他の学校関係者等については，医療用と家庭用の体重計，体組成計の測定対象は同じであり，性能等が近くその区別も困難であるから，医療用の「体脂肪測定器等」と家庭用の「脂肪計付き体重計等」は，誤認混同のおそれがある。	裁判所では，「医療用機械器具」に関する取引実情がより詳細に判断された。
3	平成27年(行ケ)10158号 平成28年1月20日	REEBOK ROYAL FLAG （標準文字） 指定商品： 第２５類「履物，運動用特殊靴，帽子・その他の被服，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物，仮装用衣服，運動用特殊衣服，運動用特殊靴」	引用商標 ROYAL FLAG 指定商品： 第２５類「被服，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物，仮装用衣服，運動用特殊衣服，運動用特殊靴」	商標法４条１項１１号（先願先登録商標）に該当する 本願商標の構成文字「ＲＯＹＡＬ ＦＬＡＧ」の文字部分が，他の構成文字から離れて独立して商品出所識別標識として取引に資される場合も少なくない。 よって，「ＲＯＹＡＬ ＦＬＡＧ」のみを抽出し，この部分から生じる称呼及び観念が引用商標から生じる称呼及び観念と共通するから，本願商標と引用商標とは類似する。	本願商標を全体として一体的に観察し，又は「ＲＥＥＢＯＫ」の文字部分を抽出してみたとき，本願商標と引用商標とは類似せず商標法４条１項１１号には該当しない。 (1) 本願商標の外観につき，「ＲＥＥＢＯＫ」，「ＲＯＹＡＬ」，「ＦＬＡＧ」を組み合わせ，各文字の大きさ及び書体は同一で，単語と単語の間にスペースを空けて等間隔に１行に表されているから，外観上，「ＲＯＹＡＬ ＦＬＡＧ」だけが注意をひく構成ではない。 「ＲＯＹＡＬ ＦＬＡＧ」は，既成語として辞書には掲載されていないが一般的な英単語をつないだだけであり，「ＲＯＹＡＬ ＦＬＡＧ」は自他商品識別機能がゼロとはいえない。ただし，商品の出所識別標識として支配的な「ＲＥＥＢＯＫ」と対比しても商品の出所識別標識として強く支配的とはいえない。 よって，本願商標のうち「ＲＯＹＡＬ ＦＬＡＧ」だけを引用商標と比較するのは相当ではなく，全体として一体的に観察するか，出所識別標識として支配的な「ＲＥＥＢＯＫ」と引用商標との類否を判断すべき。 (2) 本願商標と引用商標とは「ＲＯＹＡＬ ＦＬＡＧ」で共通するが，本願商標は冒頭部に「ＲＥＥＢＯＫ」を有するから両商標は外観が異なる。 また，本願商標の「リーボックロイヤルフラッグ」又は「リーボック」との称呼から，「リーボックの展開するＲＯＹＡＬ ＦＬＡＧ」（王の旗）という商品シリーズ」といった観念が生じるが，引用商標からは「ロイヤルフラッグ」の称呼及び「王の旗」の観念が生じるから，両商標は称呼・観念が異なる。 両商標が，外観・称呼・観念で異なり，取引の実情をも考慮すれば，両商標と2同一又は類似の商品に使用されたとしても商品の出所誤認混同を生じるおそれはない。	特許庁は，「ＲＯＹＡＬ ＦＬＡＧ」の文字部分が独立して商品出所識別標識として取引に資される場合があると判断したのに対し， 裁判所は，出所識別標識として支配的な「ＲＥＥＢＯＫ」と引用商標との類否を判断すべきとした。
4	平成27年(行ケ)10159号 平成28年1月20日	本願商標 Reebok ROYAL FLAG 指定商品： 第２５類「履物，運動用特殊靴，帽子・その他の被服，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物，仮装用衣服，運動用特殊衣服，運動用特殊靴」	引用商標 ROYAL FLAG 指定商品： 第２５類「被服，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物，仮装用衣服，運動用特殊衣服，運動用特殊靴」	商標法４条１項１１号（先願先登録商標）に該当する 本願商標の構成文字「ＲＯＹＡＬ ＦＬＡＧ」の文字部分が，他の構成文字から離れて独立して商品出所識別標識として取引に資される場合も少なくない。 よって，「ＲＯＹＡＬ ＦＬＡＧ」のみを抽出し，この部分から生じる称呼及び観念が引用商標から生じる称呼及び観念と共通するから，本願商標と引用商標とは類似する。	本願商標を全体として一体的に観察し，又は「Ｒｅｅｂｏｋ」の文字部分を抽出して，引用商標との類否を判断した。 本願商標は，引用商標に類似しないと判断して審決を取り消した。 (1)　本願商標の外観につき，旗状の図形を中央に配し，その上段に，「Ｒｅｅｂｏｋ」の文字を表し，図形の下段に「ＲＯＹＡＬ」及び「ＦＬＡＧ」の各文字を１文字程度の間隔を空けて，上段の文字部分よりも小さく，かつ細いゴシック体で表している。 図形の大きさ・形状と「Ｒｅｅｂｏｋ」の大きさと特徴ある書体に比べ，「ＲＯＹＡＬ ＦＬＡＧ」は１０分の１程度の大きさしかなく一般的なゴシック体の細い文字であるから，外観上，「ＲＯＹＡＬ ＦＬＡＧ」が注意をひく構成ではない。 「ＲＯＹＡＬ ＦＬＡＧ」は，既成語として辞書に掲載されておらず一般的な英単語をつないだだけで，自他商品の識別機能がゼロではないが，「Ｒｅｅｂｏｋ」に比べると商品の出所識別標識として支配的とはいえない。 よって，本願商標については，全体として一体的に観察し，又は商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与える「Ｒｅｅｂｏｋ」の文字部分を抽出して，引用商標との類否を判断するのが相当である。 (2) 本願商標と引用商標とは，「ＲＯＹＡＬ ＦＬＡＧ」を有する点で共通するが，本願商標は旗状図形の上段に「Ｒｅｅｂｏｋ」を有するのに対し，引用商標はこれらを有しないから外観が異なる。 本願商標からは，「リーボックロイヤルフラッグ」等の称呼が生じ，「リーボックの展開する「ＲＯＹＡＬ ＦＬＡＧ」（王の旗）という商品シリーズ」といった観念が生じるが，引用商標からは，「ロイヤルフラッグ」の称呼及び「王の旗」の観念が生じるから，両者は外観，称呼及び観念が相違し，取引の実情をも考慮すれば，各商標が同一又は類似する商品に使用されたとしても商品の出所について誤認混同を生ずるおそれはない。	特許庁は，「ＲＯＹＡＬ ＦＬＡＧ」の文字部分が独立して商品出所識別標識として取引に資される場合があると判断したのに対し， 裁判所は，出所識別標識として支配的な「ＲＥＥＢＯＫ」と引用商標との類否を判断すべきとした。
5	平成27年(行ケ)第10219号 平成28年4月12日	本願商標 フランク三浦 指定商品： 第１４類「時計，宝玉及びその原石並びにその模造品，キーホルダー，身飾品」	引用商標１ フランク ミュラー （標準文字） 指定商品： 第１４類「貴金属（「貴金属の合金」を含む。），宝飾品，身飾品（「カフスボタン」を含む。），宝玉及びその模造品，宝玉の原石，宝石，時計（「計時用具」を含む。）」 引用商標２ FRANCK MULLER 指定商品： 第１４類「時計，時計の部品及び附属品」など 引用商標３ FRANCK MULLER REVOLUTION 指定商品： 第１４類「Precious metals, ・・・・・・, timepieces and cronometric instruments.」	商標法４条１項１０号（他人の周知商標） 同項１１号（先願先登録商標） 本件商標は片仮名と漢字との組合せなである一方，引用商標は片仮名又は欧文字のみの構成ゆえ両者の外観は異なる。 両商標の称呼は，全体の語調・語感が近似するため類似。 本件商標は，著名ブランドとしての「フランク ミュラー」の観念を想起させる場合がある。 本件商標と引用商標とは，外観で相違するが，称呼・観念で類似し，指定商品は類似するから，両商標は類似し，本件商標は商標法４条１項１１号に該当する。 同項１５号（出所混同） 本件商標を「時計」等に使用した場合，他人の業務に係る商品と混同を生じるおそれのある商標に該当するから同項１５号に該当する。 原告商品は，パロディ商品である旨を特徴とし，原告商品に接した需要者が被告商品等を想起することを意図しているから，被告の著名商標に係る業務上の使用にフリーライドしていることは明らか。 同項１９号（不正目的使用） 原告は，本件商標が被告使用商標のパロディであることを認識しながら，本件商標を使用して被告商品を模した商品を製造，販売しているから，原告が，本件商標を，不正の利益を得る目的，他人に損害を加える目的等をもって使用していると認められ，同項１９号に該当する	(1)　商標法４条１項１１号該当性 「フランク ミュラー」（引用商標１）と，この語源となった「ＦＲＡＮＣＫ ＭＵＬＬＥＲ」（引用商標２）は，本件商標の出願時及び登録査定時には周知であった。 本件商標と引用商標１は，称呼が類似する。 しかし，外観が異なり，本件商標からは，「フランク三浦」という日本人などの観念が生じるのに対し，引用商標１からは被告商品の外国高級ブランドの観念が生じるから，両者の観念は大きく異なる。 ただし，本件商標及び引用商標１の指定商品において，商標の称呼だけで商標を識別し，商品の出所が判別される実情はない。 両者は，称呼は類似するが，外観・観念で異なる上に，商標の称呼のみで出所が識別される実情はなく，称呼による識別性の点でも上回るといえないから各商標の同一又は類似の商品に使用されたとしても商品出所の誤認混同は生じない。 本件商標は引用商標１に類似するものではなく，同様に本件商標は引用商標２及び３に類似するものでもない。 (2)　商標法４条１項１０号該当性 被告使用商標は，いずれも本件商標と類似しない。 (3)　商標法４条１項１５号該当性 「フランク　ミュラー」は周知であり，本件商標の指定商品と被告商品とでは商品の取引者・需要者が共通で，両商標の称呼は類似するものの，外観・観念が異なり，本件商標の指定商品において，称呼のみによって商標を識別し出所を判別するものとはいえない。 引用商標２を付した時計が，時計そのものを撮示したりその外観写真を掲載して宣伝広告がなされていることと，本件商標の登録査定時以後の事情ではあるものの，本件商標を付した原告商品も商品写真を掲載して販売されていることに照らせば，指定商品「時計」については，商品の出所を識別する際に商標の外観・観念も重視され，その余の指定商品についても時計と関連するであろうからこれと異なるものではない。 加えて，被告が日本人の称等を用いた商標を使用していないことに照らすと，取引者・需要者が普通に払われる注意力を基準としても，当該商品が被告らの業務に係る商品であると誤信されるとは言えない。 よって，本件商標が「他人の業務に係る商品又は役務と誤同を生ずるおそれがある商標」に該当するものとは認められない。 (4)　商標法４条１項１９号該当性 本件商標は，被告使用商標のいずれとも類似しないから，本件商標が不正目的での使用に該当するか否か判断するまでもなく商標法４条１項１９号に該当するものとは認められない。	４条１項１１号 観念につき，特許庁は著名ブランドの観念を想起すると判断したが，裁判所は，「フランク三浦」という日本人などの観念が想起されるとした。 特許庁は，両商標は外観で相違するが，称呼・観念で類似するから類似すると判断したが，裁判所は，称呼は類似するが，外観・観念で異なると上に，商標の称呼のみで出所が識別される実情はなく，称呼による識別性が，外観・観念による識別性を上回るといえないから商品出所の誤認混同は生じないと判断した。 つまり，従来からの外観・称呼・観念の何れかが類似であれば商標として類似であるとの判断ではなく，取引実情に照らして称呼類似だけでは商品の出所混同は生じない場合があることを示した。 ４条１項１５号 特許庁の出所混同の推由が形式的であるのに対して，裁判所は，商品の出所を識別する際に商標の外観・観念も重視されるという取引実情に鑑み，出所混同は生じないと判断した。